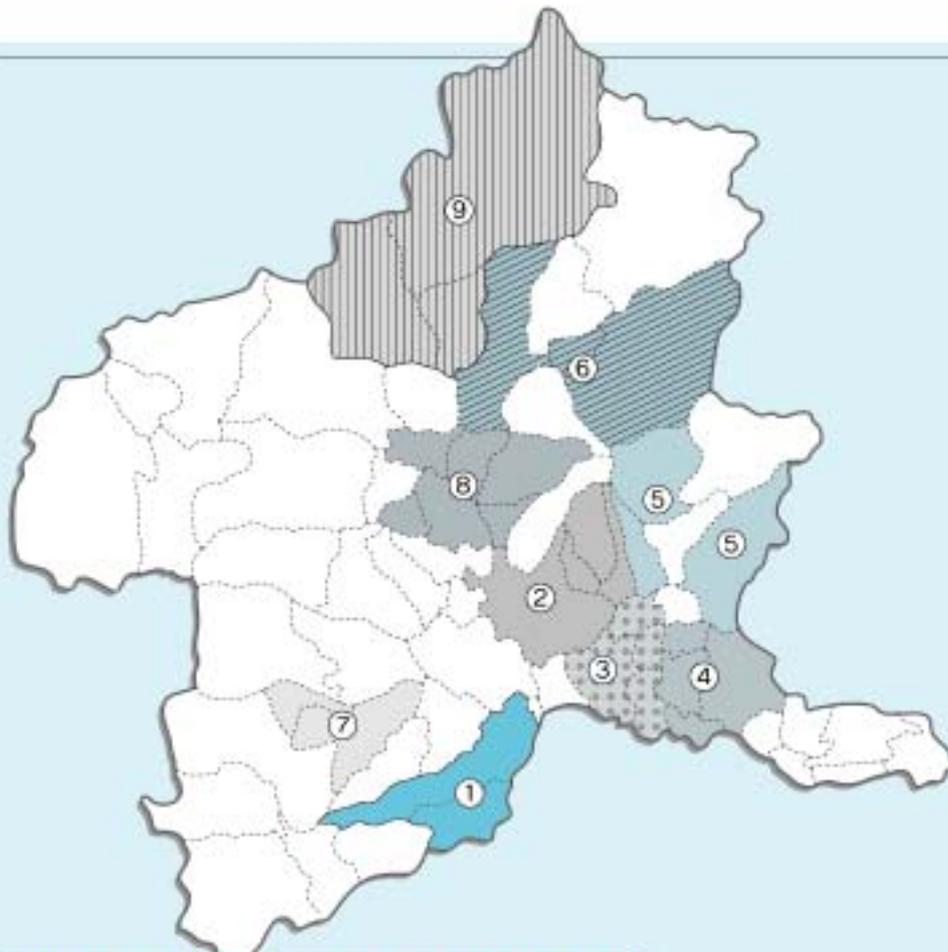


藤岡市・鬼石町 合併協議会だより

第4号

事務局／〒375-8601 藤岡市中栗須327番地

TEL:0274(22)1211(代)〈内線2425〉 FAX:0274(24)3252



新市誕生は

平成18年1月1日に

県内の合併協議会における合併期日等の状況

(H16.11.1現在)

No	協議会名	新市誕生日	新市の名称	合併方式	人口(人)	面積(k㎡)
1	藤岡市・鬼石町合併協議会	H18.1.1	藤岡市	編入	70,220	180.09
2	前橋広域市町村合併協議会	H16.12.5	前橋市	編入	320,465	241.22
3	伊勢崎市・赤堀町・東村・境町合併協議会	H17.1.1	伊勢崎市	新設	194,393	139.33
4	太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会	H17.3.28	太田市	新設	210,022	176.49
5	桐生地域合併協議会	H17.6.13	桐生市	編入	134,298	274.57
6	沼田市・白沢村・利根村合併協議会	H17.2.13	沼田市	編入	55,278	443.37
7	高岡市・妙義町合併協議会	H18.3.27	公勢検村中	新設	54,401	122.90
8	渋川地区市町村合併協議会	H18.2.20	公勢検村中	新設	89,795	240.42
9	利根西部合併協議会	H17.10.1	公勢検村中	新設	25,079	780.91

※人口はH12年度の国勢調査による。

第4回合併協議会が開催され、承認事項は次のとおりです

平成16年10月22日(金)藤岡市役所中庁舎3階大会議室において、第4回藤岡市・鬼石町合併協議会が開催されました。



協議項目 6 農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて

鬼石町の農業委員会は、藤岡市の農業委員会に統合する。

1 鬼石町の農業委員会の選挙による委員である者のうち、あらかじめ互選する6人の委員は、市町村の合併に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、藤岡市農業委員会の委員の残任期間まで、引き続き在任する。

2 新市の農業委員会の委員の定数及び選挙区については、合併時に制定する。

在任特例適用期間後の選挙による委員の定数については、21人とするものとする。

選挙区については現行のとおりとし、第2選挙区に鬼石町の区域を加えるものとする。ただし、各選挙区の定数については、平成17年3月の選挙人名簿登録者数を基準にして定める。

協議項目 21 町・字の区域及び名称の取扱いについて

町・字の区域については、現行のとおりとする。

町・字の名称については、藤岡市は現行のとおりとし、鬼石町については現行の大字名から「大字」の表記を削除した名称に変更する。

協議項目 23 国民健康保険事業の取扱いについて

1 国民健康保険税の税率及び納期については、合併が行われた年度は現行のとおりとし、翌年度に藤岡市の制度に統一する。

2 保険給付事業(療養の給付、手当、一時金・葬祭費・高額医療費)については、両市町に相違がないため、現行のとおりとする。

3 健康づくり事業の人間ドック助成については、合併翌年度に再編し統一する。また、無受診世帯の表彰については、合併時に廃止するものとする。

協議項目 24 介護保険事業の取扱いについて

1 介護保険事業計画については、平成18年度からの5年間の次期計画を、新市において策定する。

2 第1号被保険者の介護保険料については、合併が行われた年度は現行のとおりとし、平成18年度からの保険料は、上記計画に基づき新市の制度に統一する。

において定める。

普通徴収の納期については、合併が行われた年度は現行のとおりとし、翌年度に藤岡市の例により統合する。

3 保険給付の内容については、両市町に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

4 鬼石町の介護保険事業所については、住民福祉向上の観点から新市に引き継ぎ運営する。

なお、本事業所の公設民営化についても検討し、調整するものとする。

協議項目 26(1) 各種事務事業(姉妹都市等交流事業関係)の取扱いについて

1 姉妹都市・友好都市については、藤岡市の制度に統合する。

2 国際交流事業については、藤岡市の制度に統合する。

協議項目 26(2) 各種事務事業(広報広聴関係)の取扱いについて

1 広報事業については、合併時に藤岡市の制度に統合する。

2 広聴事業については、合併時に藤岡市の制度に統合する。

3 ホームページについては、合併時

に藤岡市の制度に統合する。

協議項目 26-(5) 各種事務事業(防災関係)の取扱いについて

- 1 防災会議については、藤岡市の例により合併時に統合する。
- 2 地域防災計画については、藤岡市の計画を基に新市において策定する。
- 3 防災相互応援協定等の応援体制については、合併時に再編する。
- 4 防災用品の備蓄については、両市町で差異があるため、整備計画により、均一化を図り、再編整備する。
- 5 防災訓練については、藤岡市の例により合併時に統合する。

協議項目 26-(10) 各種事務事業(高齢者福祉関係)の取扱いについて

- 1 国又は県等が定める制度については、その要綱に準拠するとともに、現行の実施方法を基に調整し、新市においても引き続き実施する。
- 2 両市町で同一又は同種の事業については、基本的には現状のサービスを低下させないように検討し、制度の統一化に向けて調整する。

- 3 両市町が独自に実施している制度又は事業については、従来からの経緯及び実績等に配慮するとともに、事業効果及び健全財政の観点から検討し、新市において一体性が確保できるよう制度の統一化に向けて調整する。



協議中のようす

協議項目 26-(11) 各種事務事業(障害者福祉関係)の取扱いについて

障害者福祉関係の取扱いについては、次の方針を基に調整する。

- 1 国又は県等が定める制度については、その要綱に準拠するとともに、現行の実施方法を基に調整し、新市においても引き続き実施する。
- 2 両市町で同一又は同種の事業については、基本的には現状のサービスを低下させないように検討し、制度の統一化に向けて調整する。
- 3 両市町が独自に実施している制度又は事業については、従来からの経緯及び実績等に配慮するとともに、事業効果及び健全財政の観点から検討し、新市において一体性が確保できるよう制度の統一化に向けて調整する。

協議項目 26-(16) 各種事務事業(農林水産関係)の取扱いについて

- 1 米の生産調整については、「多野藤岡水田農業ビジョン」及び「産地づくり計画」により現行のとおりとする。
- 2 農業農村整備事業及び林業事業の国・県補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。
- 3 農業振興に関する各種計画については、新市において策定する。

協議項目 26-(17) 各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて

- 1 一般市町道の管理及び整備については、路線表示の二元化を図り、整備基準については、新市において統一した基準を策定する。
- また、道路愛護運動については、現行のとおり存続する。
- 2 藤岡市で実施している道路後退用地整備事業については、現行制度のとおり新市においても実施する。
- 3 宅地開発指導については、合併時に開発指導要綱を整備し、新市においても実施する。
- 4 両市町の公園及び維持管理については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、藤岡市で実施している「ふれあい広場整備事業」については、新市においても実施する。
- 5 建築確認事務に関することは、限定特定行政庁である藤岡市の制度を鬼石町区域において適用するものとする。
- 6 住宅施策の計画として、公営住宅ストック総合計画を新市において策定する。
- 7 市町営住宅の家賃及び入居申込者の資格は、現行のとおりとする。



Q 合併によって効率的な行政運営をこころがけたいと思いますが、行政職員や議員は削減しないのですか。

A 藤岡市では、行財政改革をすすめるなかで、定年退職者数の1/2を採用しながら一般行政職員の削減を行っています。当初、平成15年度から5年間で5%・20人の人員削減を計画していましたが平成15〜16年度の2年間ですでに19人削減しています。また鬼石町は、ここ5年間で退職者が20人で、新規採用者が3人となっております。

このように合併前から両市町とも職員の削減に努めています。この両市町が合併をした場合、さらにその後の10年間のなかで1000人強の職員を削減します。その削減効果はおおよそ42億円になります。

なお、一般職員は地方公務員法により身分を保障されているため、リストラはできません。

この他、合併後鬼石町の町長、助役、教育長の特別職の身分については、失職となります。また議員の定数については、現在両市町を合わせ

ると36人となっておりますが、次期市議会議員選挙を実施するにあつての定数は、在任特例期間中(平成19年4月まで)に定めることになっていきます。ただし、人口5万人以上、10万人未満の市は地方自治法で30人以内となっておりますので、実際的には議員数は今より少なくなります。

Q 合併特例債は借金とお聞きしましたが、将来大変な負担になるのではないのでしょうか。

A 合併特例債は、合併特例法の期限内(平成17年3月31日までに合併知事申請を行い、平成18年3月31日までに新市をつくる)に鬼石町と合併し、両市町が速やかに一体となるために、新市建設計画(新しいまちづくりのための指針)の中に記載された事業で、国や県の承認を受けた事業に対し、国が交付税措置(仕送り)をしてくれる大変有利な起債(借金)です。

その内容について簡単に説明しますと、ある事業を行う場合、国が事業費の95%の借り入れを認め、そのうちの70%を地方交付税として後年度に藤岡市に仕送りしてく

れます。つまり5%の元金で事業は始められ、藤岡市が1/3を負担すれば事業が成り立ちます。

このように合併特例債は新しいまちづくりのための貴重な財政支援ということになります。また仮に100%(約122億円)活用した場合でも財政推計上は問題ありません。しかし、あくまで借金ですから行財政改革をしっかりと実施していきながら、道路や学校の整備など、真に必要な事業を厳選していく必要があると考えています。

なお、両市町が合併しない場合や合併後に合併特例債を使わない場合であっても、社会資本整備を進める必要がありますので、それなりに起債(借金)をしていかなければなりません。

Q 鬼石町の住所表示はどのようになりますか。

A 例示として次のようになります。

【合併前】

多野郡鬼石町大字三波川 番地

【合併後】

藤岡市三波川 番地
となります。

ホームページの公開

協議会では、協議会の活動状況などを本誌でお知らせするほか、ホームページでも公開しています。

なお、合併に関するご意見やご質問のほか、藤岡市と鬼石町が合併したときどんなまちづくりを期待するのかなどのご提案をファックスやEメールでお寄せください。お待ちしております。

TEL 027-252-5151 <http://www.fogappel.jimusho.jp>

会議を傍聴しませんか

傍聴を希望される方は、会場に直接ご来場ください。会議開始15分前に傍聴証をお返しします。その時点で定員30人を超えた場合は抽選とさせていただきます。

(次回の協議会開催日程)

▽期日 平成16年11月17日(水)

午後2時

▽場所 藤岡市役所

中庁舎3階大会議室